市民税・都民税申告書の書き方

①　[公的年金]　欄

- 厚生年金、国民年金、共済年金などの「公的年金等の源泉徴収票」に記載された支払金額を記入してください。
- 源泉徴収票が複数ある場合は、支払金額の合計額を記入してください。
- 遺族・障害年金は裏面7番に記入してください

②　[給与][専従者給与]　欄　★

- お勤め先の給与、賃金、賞与などの「給与所得の源泉徴収票」に記載された支払金額を記入してください。
- 源泉徴収票が複数ある場合は、支払金額の合計額を記入してください。
- 専従者給与は[専従者給与]欄へ記入してください。

③　[個人年金・シルバー・工賃]　欄　★

- 個人年金、シルバー人材センターの配分金、福祉作業所で支払われた工賃など「支払証明書」に記載された支払金額を記入してください。
- 支払証明書が複数ある場合は、支払金額の合計額を記入してください。

④　[医療費控除]　欄　★

【　医療費控除を申告される場合　】

- **昨年中に支払った医療費の詳細がわかる「医療費控除の明細書」の添付が必要です。**
- あなたや生計を一にする親族のために、あなたが昨年中に支払った医療費が一定額を超えた場合に対象となる控除です（控除限度額は200万円）。

【　セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を申告される場合　】

- **こちらの控除を受ける場合は、医療費控除を受けることはできません。**
- 申告書④の「セルフメディケーション税制を適用」にチェックを付けてください。また、**「スイッチOTC医薬品の購入日や購入額・合計金額などが記載された明細書」の添付が必要です**（控除限度額は8.8万円）
- スイッチOTC医薬品とは医療用から市販薬として転用された医薬品です。
- 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けられている方が対象となります。

※医療費控除・医療費控除の特例で申告した支払額の領収書は、市及び税務署等から提出または提示を求める

⑤　[社会保険料控除]　欄

- あなたや生計を一にする親族名義の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等が対象です。※ただし、ご自身が実際に支払ったものに限る
- あなたが昨年中に支払った保険料を記入してください。

⑥　[生命保険料控除]　欄　★

- あなたや生計を一にする親族の方が受取人になっている生命保険契約等が対象です。保険会社から送付された控除証明書を確認し、あなたが昨年中に支払った保険料を記入してください。
- 契約内容により5種類に分かれます。

⑦ ［地震保険料控除］ 欄 ★

- あなたが昨年中に支払った地震保険料が対象です。保険会社から送付された控除証明書を確認し、保険料を記入してください。
- 「旧長期損害保険」と「地震保険」の2種類に分かれます。

⑧［配偶者・扶養親族に関する控除］欄

- 令和6年中の所得が48万円以下の親族を扶養していた場合に受けられる控除です。扶養している配偶者と扶養親族の氏名・続柄・生年月日・障害者手帳等をお持ちの場合はその等級を記入してください。同居ではない扶養親族については、住所も記入してください。
- **合計所得が1,000万円を超える方は、配偶者控除が適用されませんが、生計を一にする配偶者を扶養していた場合は、配偶者の氏名・生年月日を記入してください。**
- 扶養控除等の適用を受けず、所得金額調整控除の適用だけを受ける場合、「調整」欄に〇をつけてください。対象者については「⑩　所得金額調整控除の対象者について」をご覧ください。

⑨ ［本人該当］ 欄

- **該当される場合のみ記入してください、**
- 「障害者」・・・種類と等級を記入してください。
- 「寡婦」「ひとり親」・・・該当する欄の□にチェックを入れてください。
- 「勤労学生」・・・学校名を記入してください。
- 「未成年」・・・該当する欄の□にチェックを入れてください。

⑩　所得金額調整控除の対象者について

- **対象者は給与収入850万円超の方のうち、次のA～Cのいずれかの条件を満たす方が対象となります。**
  - A：本人が特別障害者
  - B：年齢23歳未満の扶養親族を有する
  - C：特別障害者である同一生計配偶者、もしくは扶養親族を有する
- 上記のうち、BまたはCを満たす対象者はいるが、配偶者控除や扶養控除等を適用しない方は、⑧［配偶者・扶養親族に関する控除］欄に記入の上、「調整」欄に〇をつけてください。
- 該当する際の控除額や、関連する制度については羽村市公式サイトをご覧ください。

羽村市
公式サイト

⑪ ［国外の扶養親族等に関する事項］ 欄

- **令和6年1月1日以降、国外居住者である親族について条件を満たし、扶養控除等（扶養控除、障害者控除）の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「障害者であることがわかる書類」又は「38 万円以上送金したことがわかる書類」を添付する必要があります。**
- 対象者がいる場合は「国外扶養親族」欄に対象者の名前を記入し、「国外居住区分」欄の控除対象となる理由に当てはまる□にチェックを入れてください。
- 国外扶養親族が配偶者である場合はこれまで通り、婚姻関係を証明できる書類があれば配偶者控除を適用することが可能です。

- 所得税を納付しなければならない方や所得税の還付申告をされる方は、税務署等で確定申告が必要です。
- ご自身が確定申告の必要があるか判断がつかない場合は、青梅税務署へご相談ください。